

草津栗東行政事務組合公平委員会設置条例

令和4年10月1日

条例第10号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、草津栗東行政事務組合公平委員会を設置する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。